

代議員選出規則

平成 24 年 8 月 24 日制定

第 1 章 総則

(適用)

第1条 この細則は、一般社団法人日本リハビリテーション工学協会（以下、「当法人」という。）の定款第 18 条に基づいて代議員選出に関し必要な事項を定める。

(代議員の区分)

第2条 代議員は、選挙区ごとに正会員の中から選挙により選出される。

(任期)

第3条 代議員の任期は、選挙後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する社員総会の終結までとする。また再任を妨げない。

(選挙管理委員会)

第4条 代議員の選出を行うため、選挙管理委員会を置く

2 選挙管理委員会は理事会が委嘱した委員により構成する。

3 選挙管理委員は被選挙権を失うものとする。

第5条 選挙管理委員会委員長は、委員の互選により決定する。

第6条 選挙管理委員会は、理事会により承認を受けた日から、当該選挙の次の通常選挙を担当する選挙管理委員会が発足するまでの期間設置する。

第 2 章 選挙区による代議員の選出

(公示)

第7条 代議員選挙に関する公示は、協会ホームページと協会誌に掲載する。もしくはその他の方法により行う。

(選出)

第8条 代議員は選挙区会員による選挙によって選出される。

(選挙区)

第9条 選挙区は、1 区：北海道・東北、2 区：関東・甲信越、3 区：東海・北陸、4 区：近畿、5 区：中国・四国・九州・沖縄の 5 ブロックをもって、選挙区とする。

2 選挙区については原則変更しないが、各ブロックにおいての会員数の増減による変更することがある。

(定数)

- 第10条 代議員総数は正会員の10分の1を下回らないものとし、選出総数の決定と選挙区ごとの代議員選出数は選挙管理委員会が決定する。
- 2 各選挙区に配分する代議員定数は、選挙実施年度の7月1日における正会員数をもとに、
$$\{(\text{代議員選出総数} \times \text{当該選挙区の正会員数}) / \text{全国の正会員数}\} \times 1.2$$
により算出し、少数点以下の端数は切り上げるものとする。
 - 3 配分定数の算定は、選挙管理委員会が行う。

(選挙権を有する者)

- 第11条 代議員選挙において選挙権を有する者は、選挙実施年度の7月1日現在、日本国内に居住している会費を完納している正会員とする。

(被選挙権を有する者)

- 第12条 代議員選挙において被選挙権を有する者は、選挙実施年度の7月1日現在、日本国内に居住している会費を完納している正会員とする。

(選挙の公示日)

- 第13条 選挙管理委員会は、投票期間の初日の2カ月前までに会員に選挙の実施を協会ホームページに公示したうえ、その旨を協会誌に掲載しなければならない。

(被選挙者の公示)

- 第14条 選挙管理委員会は、被選挙者の資格審査を行い、選挙地区ごとに名簿を作成し、投票期間の初日の30日前までにこれを公示する。
- 2 1項で公示した選挙権を有する会員に対し、被選挙者名簿に投票用紙を添えて送付する。

(投票方法)

- 第15条 投票は、指定された記載方式に従い、候補者5名までを投票とする。
- 2 選挙管理委員会は、投票期間中に郵送された投票用紙を受領し、開票日まで厳重に保管管理しなければならない。

(開票)

- 第16条 開票は、選挙管理委員会が定めた日に選挙管理委員会が行う。

(当選者の決定)

- 第17条 当選者は各選挙区から決定される。
- 2 全候補者を選挙区の得票順に並べ、得票の多い順から代議員を決定する。
 - 3 得票数の同じ候補者が複数いる場合は、選挙管理委員会委員長が抽選により決定する。

(当選者への通知)

- 第18条 選挙管理委員会は、選挙の結果を前条の手続きが終了後、7日以内に公示し、当選者に代議

員承諾書と代議員辞退書を郵送する。

(代議員の承諾・辞退)

第19条 当選者は、選挙当選後、承諾書と辞退書のいずれかを届いた日から14日以内に選挙管理委員会へ返信しなければいけない。

2 当選者から返信が無い場合、承諾したもものとする。

(選挙結果の公示)

第20条 選挙管理委員会は当選者全員からの承諾の後、7日以内に協会ホームページに掲載する。

(選挙の疑義)

第21条 選挙の効力に関して異議のある選挙権を有する正会員は、前条にある選挙結果の公示日より14日以内に文書で選挙管理委員会に対して異議を申し立てることができる。

2 申し立てのあった場合は、選挙管理委員会で審議し方針を提案し、理事会で審議・解決策を決定する。

第3章 欠員の補充等

(欠員の補充)

第22条 代議員の辞退、辞任もしくは会員資格の喪失等の事由により、代議員に欠員が生じた場合は、前任者が選出された選挙区の次点者を順に繰り上げて補充するものとする。

2 補充された代議員の任期は、前任者の残りの任期と同一とする。

3 理事選挙の公示期間中は、選挙終了時まで欠員の補充は行わない。

(移動に伴う代議員資格)

第23条 代議員は、所属選挙区を移動しても、任期中は当選選挙区としての代議員の資格を保持するものとする。

第4章 補則

(補則)

第24条 定款及び代議員選出細則に定めるもののほか、選挙管理委員会の運営および代議員選挙実施に必要な事項は、選挙管理委員会が定めることができる。

2 代議員制導入時の第3条における代議員の任期は選挙結果の告示を持って始まり、2年後の提示社員総会の終了をもって任期満了とする。

(規則の変更)

第25条 この規則の変更は、理事会の議を経て、社員総会で承認を要する。

附則

この規則は、2012年社員総会承認から施行する。